

食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

第 16 回 会 合 議 事 録

- 1 . 日 時 平成 17 年 12 月 12 日 (月) 10:00 ~ 11:13
- 2 . 場 所 委員会室
- 3 . 議 事
 - (1) 緊急時対応要綱について
 - (2) その他
- 4 . 出 席 者
 - (専 門 委 員)
丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、
小泉専門委員、近藤専門委員、田中専門委員、土屋専門委員、
元井専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
 - (食 品 安 全 委 員 会 委 員)
本間委員、見上委員
 - (事 務 局)
齋藤事務局長、一色事務局次長、境情報・緊急時対応課長、
熊谷課長補佐
- 5 . 配 布 資 料
 - 資料 1 - 1 食品による緊急事態等の考え方
 - 資料 1 - 2 政府主導で対応する緊急事態における初動対応のイメージ
 - 資料 2 「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案」及び「社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」の緊急時対応

要綱等の作成に関するご意見

- 資料 3 「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案」の緊急時対応に関するご意見
- 資料 4 緊急時における情報収集及び提供に関するご意見
- 資料 5 その他緊急時対応に関するご意見
- 資料 6 緊急時対応要綱等の作成のための新たな切り口に関するご意見
- 参考資料 1 - 1 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
- 参考資料 1 - 2 食品安全委員会緊急時対応基本指針
- 参考資料 2 - 1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱
- 参考資料 2 - 2 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針
- 参考資料 3 食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について

6. 議事内容

丸山座長 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから食品安全委員会の第 16 回緊急時対応専門調査会を開催いたします。

本日は、13 名のうち 12 名の御出席をいただくことになっております。吉川専門委員、田中専門委員が若干遅れているようでございますけれども、今日御欠席と承っているのは、但野専門委員でございます。間もなくいらっしやると思いますので、開催させていただきます。

それでは、議事に入る前に事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷課長補佐 では、資料の確認をさせていただきます。本日御用意しました資料は、資料が 6 点と参考資料が 3 点でございます。

資料 1 - 1 として「食品による緊急事態等の考え方」。

資料 1 - 2 として「政府主導で対応する緊急事態における初動対応のイメージ」。資料 1 につきましては、第 12 回の会合の資料を必要な部分だけ抜粋して、御用意した資料でございます。

資料 2 としまして「『科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案』及び『社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案』の緊急時対応要綱等の作成に関するご意見」ということで、まとめたものでございます。

資料 3 として「『科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案』の緊急時対応に関するご意見」でございます。

資料 4 としまして「緊急時における情報収集及び提供に関するご意見」。

資料 5 としまして「その他緊急時対応に関するご意見」。

資料 6 としまして「緊急時対応要綱等の作成のための新たな切り口に関するご意見」。

参考資料 1 - 1 としまして「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」。

参考資料 1 - 2 としまして「食品安全委員会緊急時対応基本指針」。

参考資料 2 - 1 としまして「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」。

参考資料 2 - 2 としまして「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」。

参考資料 3 としまして「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」ということで、御用意させていただきました。

不足の資料等ございませんでしょうか。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

今日は第 14 回、第 15 回の会合と続けて行ってまいりました勉強会を踏まえて、食中毒以外の危害要因についての要綱の作成、その要綱等における情報の項目について審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から今日ここに至った経緯、直近にはアンケートなどもお願いしたということもございますので、その経緯について説明をいただきたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

境情報・緊急時対応課長 それでは、これまでの経緯について簡単に御説明をさせていただきます。

第 12 回の会合の際に、食中毒要綱を確認いたしました後は、食品安全基本法第 21 条に定めます基本的事項にしたがいまして、食中毒以外の危害要因について考えていきたいと思いますということで、食中毒以外の食品によ

る危害につきましては、どういうものがあるか。さまざまな食品があると思いますけれども、とりあえず「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」における緊急事態の事案別にケーススタディーを行い、考えてみましょうということだったと思います。

資料 1 - 1 を御覧いただきたいと思います。「食品による緊急事態等の考え方」ということで「1. 食品安全関係府省の枠組みで対応を検討する事案」というのがございます。その中で「基本要綱の対象となる緊急事態等」ということで、～ がございます。

は「被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案」。

が「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」。

が「又はに該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」でございます。

こういうふうに提示されておりますけれども、食中毒要綱におきましては、一応すべての緊急事態について対応することとなっておりますけれども、食中毒という事象の性格から考えますと、主にの「被害が大規模又は広域」といった事案として対応するということになるのではないかとということでございました。

したがって、第 14 回会合でと の事案についてケーススタディーを行い、食中毒の対応との違いなどを検討してまいりました。

15 回会合では、12 回の会合で元井座長代理から御提案がございました情報に関する勉強会を行い、現在の情報収集及び提供の体制について検討を行ってまいりました。

また、調査会における検討時間が短かったこともございまして、各専門委員の方々には、本日の会合前に更に検討を重ねていただきまして、御意見をちょうだいしております。14 回、15 回会合での御意見とこれらの御意見を合わせまして、本日の資料とさせていただきます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、皆様方からいただいた御意見を基に審議をしてまいりたいと

思います。今日の調査会に向けて、事務局と私の方でいただいた御意見を整理しておりますので、そのことについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷課長補佐 それでは、専門委員の皆様方からいただきました御意見につきまして、座長と事務局で整理させていただきましたので、御説明いたします。

まず初めに、資料2を飛ばして、資料3を御覧ください。こちらには食中毒要綱及び指針をベースに「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」及び「社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」について、対応の違いや盛り込むべき事項等を考えていただきまして、いただいた御意見をまとめたものでございます。

こちらを御覧いただきましても、おわかりになりますように、そう多くの意見は出ておりません。また一方で、緊急時対応要綱及び指針の作成に関する御意見として、座長を含めた4人の専門委員の方々から、資料2にありますような御意見をいただいております。資料2の御意見について、読み上げさせていただきます。

丸山座長より「これまでの議論で集約されたように、『科学的知見が十分ではない...』や『社会的反響...』の事案も『食中毒』と基本的に異なることはありません。少なくとも省庁間の調整役である食品安全委員会のマニュアルは、入り口のところで細分化することによる混乱や不都合の方が大きいでしょう。

従って、『食中毒』という語句に上記の2事案を盛り込める表現で対応すべきではないでしょうか」。

また、春日専門委員より「『食中毒』と『科学的知見が十分ではない...』や『社会的反響...』の事案については、リスク管理機関による調査等に際して、それぞれ特有の工夫が必要であることはわかりましたが、要綱や指針という形に整理した場合、基本的には同一の形で対応できると思います。（食中毒要綱等の食中毒に関する語句を整理することで対応できると思います。）」。

但野専門委員より「既存の食中毒の要綱・指針で十分に対応できるため、

新たに別立てで作成する必要はないと思います」。

また、山本専門委員より「基本的には、新たに別立てで作成する必要はなく、食中毒に関する実施要綱や指針と同じ(一本化)でいいと思います」という形で御意見を伺っております。

本来であれば、食中毒要綱等をベースに対応の違いや盛り込むべき事項について検討していただきまして、それぞれの事案について要綱等を作成する必要があるか否かについて御議論いただくところでございますが、このような御意見が出ておりますので、先にこの点について御議論いただくのはいかがでしょうかということで、資料2として整理させていただきました。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。

まず、今までのケーススタディーを行って検討してきましたけれども「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」。それから「社会的反響等を勘案して、緊急の対応が必要と考えられる事案」。こういうものにおける要綱の作成についてでございますが、今、事務局からの説明どおり、専門委員の先生からいただいた御意見によりますと、資料2や3で皆さんからいただいた意見を整理してみると、科学的知見が十分でない事案とか、社会的反響による事案というものについて、新たな要綱をつくるという方向にはないように思うんですが、こういうことでよろしいかどうか、もう一度ここで十分審議をさせていただきたいと思いますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

先ほど意見を出された4人の専門委員の先生も含めまして、どうぞ御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。元井専門委員、どうぞ。

元井専門委員 私も実はきちっと文言にしては提出してはおりませんが、中身としては、いろんな要綱を複数つくるのではなくて、やはり一本化したもので良いと思います。というのは、丸山座長のご意見と同様にいずれも基本的にはやはり食中毒という範疇に入ることであるので、要綱を一本化して、新たに作る必要はないと思っております。

丸山座長 ありがとうございます。

元井専門委員の方からも、先ほどの4人の意見と同じ趣旨の御意見だと思いますが、ほかの先生方いかがでございますでしょうか。山本先生、どうぞ。

山本専門委員 私も一本化でいいのではないかと意見を提出させていただいたんですが、一番大きい理由は、丸山座長の御意見のところにありますように、何かが起こったときに、これはどのマニュアルが適切なんだろうかと考えるときの混乱が、緊急時の対応ということにおいては一番怖いと思います。そういう意味でも一本化しておいて、その中にいろいろ盛り込めるような形の方が一番いいのではないかと思いました。

丸山座長 ありがとうございます。

大方の意見がそうなんですが、そうではないという、こういうことも考えなければいけないのではないかとということで御意見があれば伺いたいんですが、よろしいでしょうか。 それでは、皆様方の御意見をまとめてみますと、文言等が食中毒となっておりますから、そういうところの文言を変えるとか、細かい調整というのは必要ですけれども、基本的には「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」と「社会的反響等を勘案して、緊急の対応が必要と考えられる事案」の2つについては、これまでに検討してきた食中毒要綱と指針というものに一本化するということで、よろしいでしょうか。そう確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、科学的知見が十分ではない事案、社会的反響の事案について御意見を伺っておりますので、一本化した要綱をどのように取り入れていったらよいのか。情報の収集と提供ということについても、いろいろ御意見を伺っておりますので、具体的に検討していきたいと思います。

このことについては、資料3～5というところにまとめでございますので、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷課長補佐 それでは、事務局から御説明いたします。

いただいた御意見について、事務局で要綱等にどのように反映すればよ

いか検討いたしましたして、事務局の対応をとりまとめました。各専門委員からの御意見、それぞれに対する事務局の対応を読み上げさせていただきますので、御確認いただければと思います。

まず、資料3を御覧ください。こちらは「『科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案』の緊急時対応に関するご意見」ということでとりまとめたものでございます。

岡部専門委員より「健康危機管理においては、指揮命令系統を一つとし、情報の集約化を図り、トップダウンで迅速に対応することが必要である。原因不明であればあるほど、関係機関の細部の調整と認識の統一が必要になってくるので、指揮命令系統が一つであるのが望ましい」ということで、第14回の会合でいただいている御意見でございます。

同様に元井専門委員より「『科学的知見が十分でない...』事案による緊急事態においては、関連府省との横断的・有機的なつながりの上、指揮命令系統の一元化によって、初動体制とその後の有効的な対応が構築される。したがって、その点を明確にできないか」という御意見をいただいております。

これに対する対応のところでございますが「基本要綱等において、対策本部の設置による指揮命令系統の一元化、関係府省連絡会議の開催等による関係府省との連携の体制を定めており、政府一体となった対応を行うこととしております。なお、対策本部が設置される前の段階でも、一元化を図ることができるよう、関係府省との連携を強化するよう努めてまいります」ということで、事務局の対応を記載させていただいております。

また、元井専門委員より「『科学的知見が十分でない...』の事案については、過去の類似発生のデータ及びそれに関する地域専門家の意見の収集が重要となるので、リスク管理機関と共に地域の専門家あるいは専門家集団を対策本部等に組み込めるような組織構成は考えられないか」。

これに対しては「関係府省連絡会議において、議長が必要と判断した場合には、専門家も入れて検討が行える体制となっております。なお、対策本部の構成員については、基本的に大臣級となっております」。

但野専門委員より「『科学的知見が十分ではない...』事案について、原因究明をどの機関が責任を持って行うかを明記することが望ましいと思

います」。

これについては「この事案における原因究明については、事案によってケースバイケースであり、明記することは困難と考えます。関係府省との連携等を強化するよう努めてまいります」。

山本専門委員より「食中毒事案では発生から終結までの時間が比較的短いのに対し、『科学的知見が十分でない...』事案では場合によっては終結までかなり時間がかかるものがあると考えられます。（特に原因解明の部分では、原因不明の状態がいつまでも続くこともあり得ます）こうした事案においては、その時々で新たに判明した事実（新しく発表された実験結果や疫学調査結果等）や専門家の意見・情報などを、リスク管理機関、評価機関、専門家らの間で情報共有できるシステムがあれば、その後の原因解明作業に有用と思います。（要綱や指針の中に盛り込めるかどうかは要検討）」。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

次に資料4を御覧ください。こちらは「緊急時における情報収集及び提供に関するご意見」について、まず（1）としまして「現在の要綱・指針の情報の収集及び提供部分において変更・追加すべき事項について」ということに関しての御意見をまとめたものでございます。

岡部専門委員より「海外情報を集めることは充実しつつあるが、日本の情報を海外に向けて発信する体制は不十分である。海外へ日本の情報を提供することで、その情報に関連する海外の情報も得やすくもなるため、海外に向けた情報の提供のあり方も考えるべきである」と第15回の会合で御意見をいただいております。

元井専門委員より「海外からの情報収集とともに、海外へ向けての情報の提供も情報の取得上重要であるという岡部専門委員からの意見もあったので、特に海外の関連機関等については、国内からも情報提供を行う等を明記した方がよいのではないかと思います」とありました。

これについては「既に策定している要綱等の情報提供部分のなかで、緊急事態が発生した場合には、関係国際機関や関係国の公的機関に対しても、必要に応じ、情報提供することを定めており（基本要綱：6（2）、食中毒要綱：8（3））実際に発生した場合においては、速やかにこれに従い、

海外へも情報を発信することとなる。海外に向けた情報の提供のあり方については、ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

次に、春日専門委員より「『科学的知見が十分でない...』の事案については、緊急事態発生時には、それが食品に起因するかどうかははっきりしないこともあるということが、スギヒラタケのケーススタディからも明らかになりました。原因が不明であっても、少しでも食品の関与が疑われる場合は、情報収集の対象に含めた方がよいと思います。情報提供についても同様です」。

これについては「ご指摘のとおりと考えます。基本要綱に基づき、食品の安全性の確保に関する情報について幅広く収集を行っているところであり、少しでも食品の関与が疑われる情報についても収集しております。実施要綱の修正については今後検討させていただきます」。

同様に春日専門委員より「『緊急対策本部が設置された場合の情報提供及びリスクコミュニケーションは、窓口を対策本部に一本化して、定期的に行う』という項目を追加しては如何かと思えます」。

また同様に、小泉専門委員より「委員会とリスク管理機関で意見の調整ができなかった場合、委員会がイニシアティブをとれるのでしょうか。情報が複数の機関から提供され、結果として受手に混乱が生じないようにする必要があると思えます」。

また、元井専門委員より「『社会的反響...』の事案は、情報発信の方法等が重要であるため、マスコミへの情報提供のための方法（広報室等の窓口の設置、各府省での発信情報の内容の検討、平易で理解しやすい内容、正確さ等）により、各府省一元化して提供する等を強調してはどうか」という御意見に対しては「基本的要綱で、緊急対策本部が設置された場合は、本部事務局が一元化した情報の提供を行うこととしております。また、情報の提供を行うにあたっては、その内容、時期及び方法等について、委員会とリスク管理機関で十分に調整を図ることとしており、複数の機関が異なる情報を提供することがないように、ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします。なお、具体的な提供方法については、今後検討させていただきます」。

次に、小泉専門委員より「食中毒要綱の8『情報提供及びリスクコミュニケーション』の（1）（関係府省の連名で通知等）（2）（相互に十分

調整を図る)はもう一度検討する必要があるのではないか。実際にこういう事態が発生した場合には現場で相当の混乱があると思われるので、例えばすぐに原因がわかるような場合とか、長期化する場合とか、事案に対応した工夫をする余地があるのではないか」。

また同様に、山本専門委員より「『社会的反響...』の事案を食中毒の要綱及び指針と一本化する場合には、特に情報提供及びリスクコミュニケーションの在り方の項目の文章を再検討する必要があるかと思えます」とありました。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

また、土屋専門委員より第14回会合において「原因不明もしくは原因が確定しない場合であっても、国民に対し早めに情報を提供し、注意喚起することは重要である」と御意見をいただいております。これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

丸山座長より「マスコミに対する勉強会の開催など、マスコミ(特にデスク等ある程度記事内容の判断権限を有する者)との日頃からのコミュニケーションを図ることが重要である」。

元井専門委員より「リスクコミュニケーションを適切に行うことに関しては、マスコミが重要な役割を果たしているので、マスコミに対する日頃のコミュニケーションを図るための勉強会の開催等について盛り込んではどうか」と御意見をいただいております。

これについては「マスコミに対しては、定期的に記者懇談会及び論説委員懇談会を開催することなどにより、適切な情報提供に努めております」。

次に情報の収集、提供につきまして、その他の御意見としていただきましたものについて(2)として、まとめさせていただきました。

丸山座長より「平常時における情報収集で、国内情報の収集力が弱い。国立医薬品食品衛生研究所では海外に力点が置かれているのであれば、食品安全委員会は国内の情報収集を充実させるべきでしょう。その際、できれば学会誌のみでなく、商業誌等も視野に入れてほしいと思えます」とあります。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

また、渡邊専門委員より第14回の会合におきまして「行政側が食品に

関する『新しい知見』や、『科学的な知見』の情報について、『情報を受け取る側』に正しく提供するためには、情報を受け取る側の食品の安全性に関する知識と理解を深めるために、定期的な意見交換会を設けることが必要なのではないかと。また、情報を受け取る側が食品の安全性に関する知識と理解をより深める努力をすることも必要ではないかと。といただいております。これについては「平時から、消費者、生産者、食品関連事業者、研究者、行政機関等の幅広い関係者が参加する意見交換会を開催し、食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるよう努めております。ご指摘を踏まえながら、今後とも効果的なリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります」。

次に、春日専門委員より「緊急事態を探知するためには、平常時のベースラインと比較して、特定の地域あるいは広域での健康被害が異常に高く起こっていることを、迅速に把握することが、科学的視点からも必要です。しかし、そのために必須であるベースラインの把握が、個々の病原体の検出としても、また急性胃腸疾患という症状としても、現状では十分にできていません。食品安全委員会として、現在の感染症法、食品衛生法のどちらにおいても対応の難しい、食品由来感染症のベースライン把握のために、何らかの体制を確立していただければと思います。このベースラインは、緊急時対応の基盤としてだけでなく、食品安全委員会の主要な機能であるリスク評価のためにも、重要かつ不可欠なものです」といただいております。

同様に、元井専門委員より「情報の収集において、ローカル又はマイナーな危害情報ではあるが、被害が生じるおそれがあるものに関しては、広域的な視野での情報の収集が必要である」といただいております。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

次に、小泉専門委員より「Q & A 案(いろいろな事態に対応できるような)の準備の可否についてもご検討下さい」。

これについては「ご指摘を踏まえ、随時追加してまいりたいと考えております」。

小泉専門委員より「緊急事態において正しい情報を提供しても、その方法によっては、逆に風評被害を招くおそれもある」と第14回の会合でい

ただいております。

これについて「ご指摘のとおり、運用上注意いたします」。

次に、小泉専門委員より「いろいろな分野の研究者、学者の連絡先、研究分野のリストを作成（研究機関、大学の情報の他に個人についても情報を集積しておいた方がよいと思います）」。

また同様に、元井専門委員より「専門家のネットワークを組織しておく必要がある。（特にマイナーな危害についても、どこにどんな専門家がいるのかを把握）」。

また「情報収集対象としては広域的に、しかも公的機関ばかりに依存しない専門家の意見も収集するとともに、調査に専門的知識を生かした方法を講ずることも必要である」という意見をいただいております。

これにつきましては「専門家リストにつきましては、委員会の専門調査会に属する専門委員のリストを作成しており、様々な専門分野に対応できると考えておりますが、その他の必要な専門分野についても随時追加してまいりたいと考えております。また、研究機関等についても、どこで、何ができるかについての情報を集積してまいりたいと考えております」。

山本専門委員より「様々な関連機関が、それぞれ非常に参考になる情報を出しているが、何処にどういう情報があるのかがわかりにくい。リンクやポータルサイトを利用して、リンク集やガイドを作ったりするのも重要だと思われる」。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」

また、渡邊専門委員より第15回の会合において「平時における情報提供については、情報の緊急性等をランク分けして提供することも必要ではないか」と御意見をいただいております。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

次に、資料5を御覧ください。こちらは「その他緊急時対応に関するご意見」として、いただいているものをまとめているものでございます。

まず、小泉専門委員より「事後検証の結果は一般に開示されるのでしょうか。その場合には個人情報保護法を念頭において行う必要があると思います」。

これについては「事後検証については、既に策定している要綱等のなか

で、緊急時対応専門調査会が行うことと定めております。本専門調査会は原則として公開となりますが、公開することにより個人の秘密等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらす場合については非公開とすることができますので、公開できない情報がある場合には、非公開とするなど、ご指摘を踏まえ、運用上注意いたします」。

また、近藤専門委員より「食品の摂取により、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であることからすると、次の点についても考慮したいと考える。食中毒が発生した場合は、情報の収集と分析が最大の任務であるが、未然防止もまた食品安全委員会の使命である。各種情報機関を通じ、定期的に食中毒の防止対策（ファクトシートの活用）の情報を発信することを推進していったらどうか」。

これについては「食中毒については、平時から委員会のホームページを通じて情報提供を行っているところであり、平時からの情報提供につきましても、今回のご指摘を踏まえ、より多くの方々に情報を発信できるよう今後とも努めてまいりたいと考えております」。

2点目として、近藤専門委員より「食品安全委員会の目的と食中毒の危機管理について、国民に十分に確認していただくため、報道機関の立会いの下、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等に基づき、地方自治体とも協力した実働訓練を考えたい」という御意見をいただいております。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

最後に、元井専門委員より「情報を提供した際に、その提供方法や内容により、国民や業界にどのような影響を与えるかなど、過去の事例等を参考にしながら、シミュレーションを行うことも必要ではないか」という御意見を第14回会合でいただいております。

これについては「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」。

ということで、以上資料3～資料5として、まとめさせていただきました。

丸山座長 ありがとうございます。

第14回と第15回の専門調査会のところで出された御意見を、できるだけ正確にこういうふうに表示しております。アンケートで皆様方から寄せていただいたものを、そのままここに載せてございます。その意見に対する

事務局の対応としてございますが、これはあくまでも現在の事務局の考え方でございますので、すぐにお答えできないようなものもあって「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」という表現が出ざるを得ないところもたくさんあるんですが、一応の考え方として書かなければいけないとすれば、こういうふうになってしまうという面もありますので、ここではもっとこうした方がいいと、こういうことではどうだろうという意見を含めまして、お伺いしたいと思っております。

たくさんございますので、まず資料3の1枚の紙で「『科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案』の緊急時対応に関するご意見」ということに対して、4名の専門委員の方からの御意見がございましたが、それぞれの御意見をいただいた方こういうことでよろしいでしょうか。よろしいでしょうかというよりか、まずは、趣旨はこういうことなんだとか、そういう御説明があれば、そういうことも含めて、この意見に対する事務局の対応をもっとこうしてほしいというようなことも御意見を出していただければ、ありがたいと思います。いかがでしょうか。

岡部専門委員、元井専門委員、但野専門委員、山本専門委員いかがでしょうか。岡部先生は、いかがでしょうか。

岡部専門委員 これ結構だと思います。

丸山座長 元井専門委員は、いかがでしょうか。

元井専門委員 私もこういう対応でよろしいのではないかと思います。

丸山座長 山本専門委員いかがでしょうか。

山本専門委員 私もここに書いたとおりなんですけど、これを書いたときの念頭には、スギヒラタケの問題がありまして、やはりああいうふうの原因解明までに非常に長く時間がかかるかもしれないというもののときに、どういうふうにフォローしていくか。フォローするとすれば、時間が経つにつれて、どこが主に情報収集などを行っているかということが、なかなかわかりにくくなっていくと思うんですけども、そういうときに食品安全委員会に、そういう情報の共有などをできるシステムがあるといいのではないかなと思いました。

ただ、これについては、要綱や指針の中に盛り込むべき事案かどうかと

ということが、ちょっとわからなかったので、必ずしも要綱や指針の中に盛り込むという意味ではありません。

丸山座長 こういう考え方、こういう視点が大事だという御意見ですね。ありがとうございます。

ほかにこのことに関連したことで御意見がありましたら、いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

それでは、また後で御意見があれば出していただくことにして、資料4のところ、これは大分御意見があるんですが「緊急時における情報収集及び提供に関するご意見」のところなんですが、現在の要綱、指針のところに、更に変更・追加すべき事項ということで御意見を伺ったわけですが、多くの専門委員の方から御意見を伺っております。これについては、いかがでしょうか。

情報収集、提供というところについては、岡部専門委員から随分貴重な御意見をいただいて、その御指摘も更にあるんですが、岡部先生いかがでございましょうか。

岡部専門委員 これに書いてあるとおりで、「今後検討する」ということですから、そこに期待をしたいと思います。

丸山座長 ありがとうございます。

元井先生、いかがでございましょうか。

元井専門委員 私もこれは第15回の岡部専門委員の問題点はどこにあるかというようなお話のなかで、海外に向けての情報発信が少ないんだというようなお話を伺ったので、やはりそれはきちんとそれができるように盛り込んでおく必要があるのではないかとということで意見を出しました。ただ、この細かい変更をどういうふうに指針や要綱に反映させるのかというのは、今後の検討事項であるということと認識しております。

丸山座長 ありがとうございます。

春日専門委員、いかがでございましょうか。

春日専門委員 これは食中毒以外の事態に対して、要綱や指針が新たに必要であるかどうかという基本的な御質問のところでお答えしたことと関係しますけれども、文言の修正で対応できることかと思い、資料4の部分も提案させていただきました。

食品の関与が少しでも疑われる場合を情報収集の対象に含めた方がいいということで、具体的には現在の要綱、指針において、食中毒によるとか食中毒に関する、あるいは食品に起因するというふうに規定されて書かれている部分を食品の関与が疑われる、あるいは食品の関与が疑われる健康被害に関するというふう書き換えるだけで、この部分は対応していただけるのではないかと思いますので、実施要綱の修正ということは、そのような方向で御検討いただければと思いました。

丸山座長 ありがとうございます。

小泉専門委員には、1ページと2ページにわたって御意見をいただいておりますが、いかがでございましょうか。

小泉専門委員 対応のところで、運用でというふうにいっていただいておりますけれども、そのとおりなんでしょうけれども、実際には非常に大変なことだろうと思います。もし具体的になった場合、本部の方にマスコミの方々が行ってくださるのならば、それでいいけれども、関係リスク機関の方に個別に行ってしまう場合に、受けた方はどういうふうに答えられるのでしょうか。これはもう本部の方に行って聞いてくださいといって、マスコミの方には一切返答しないとも思えません。後の方で私がQ & Aと書いているのは、Q & Aに沿って、本部以外のところにマスコミの方が行かれた場合にも、違うような意見がないようにした方がいいという意味です。

カイワレ大根の事件のことを前回御報告させていただきましたけれども、当時の厚生省と農林省とでは意見が違っていました。ああいう事案を見ますと、やはり各機関で意見を調整するというのは、多分大変なことなんだろうということを感じたわけです。

そういうことを踏まえてQ & Aの作成を提案させていただいております。

丸山座長 ありがとうございます。

情報の収集、提供ということに関しては、田中専門委員は勉強会の際にちょっと御都合で御欠席だったんですが、こういう今までのやりとりの中で、何かお気づきのことがありましたらお願いいたします。

田中専門委員 今日の資料4の土屋専門委員の項目が、私は実は一番曖

味にされているし、実は現象として一番先に出てくる現象だと思っております。つまり原因がわからないままに、長い間、ああだ、こうだと原因究明している間にマスコミはさまざまのところ取材する。いろんな先生方がいろんな立場でコメントをする。そういうことで、風評リスクが生じてしまい、結果的に国民は不安に駆られるわけです。

そこで土屋専門委員がおっしゃっていることですが、原因不明もしくは原因が確定しないということで、DNA鑑定で出るまでに随分時間がかかる。そのような場合であっても、国民に対しては早目に情報を提供し、注意を喚起する。情報提供と注意喚起とはちょっと内容は違うんでしょうけれども、スピーディーな対応ということがものすごく重要です。ここで「ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます」とありますが、私ははっきり言って、これが問題だと思いました。

実は、現象として真っ先に起こるのはマスコミ報道なんです。だから、実務的には常に出口の現象から逆算して、対応策を考えた方が私は大事だと思います。いつも役所の場合には、これが後手後手になるから、批判、批判、批判ということになってしまいます。土屋専門委員の書かれていることと、同じくここに座長が書かれている日ごろからのマスコミの問題は、この段階から具体的に進めておりますからよろしいのですけれども、土屋専門委員の指摘されている「曖昧な段階でどうやるか」という、ここがカギです。民間企業の場合、御存じのように、すぐに株価に影響します。このため、超スピーディーにトップがメッセージを出していかなければいけない。危機管理というのはスピードの争いです。そういう意味ではこのところは、DNA鑑定しないと、つまり5W1Hが確定しないと公表できないということではなくて、1つのWhatがわかった段階でどんどん公表していく。こういうことを恐らく土屋専門委員がおっしゃっているんだと思います。これはとても意思決定が重要になりますから、だれが意思決定するのか。民間企業では、だからトップの意思決定がすごく大事になります。こちらではだれが意思決定をするというところを、もう少し私は具体的にしていきたいと思っております。以上です。

丸山座長 田中専門委員さん、要綱や何か具体的にどういうふうにそういうことを盛り込むかというようなことも、もし具体的な提案があった

らしていただける方が、事務局としてもありがたいんだろうと思います。

田中専門委員 では、2、3分いただきます。

要綱の内容に入れる具体的な内容としては、原因不明もしくは原因が非常に長期にわたる場合には、定期的な記者会見をすることです。1日2回でも、1日1回でもいいのです。これを要綱に盛り込む。これは民間企業では当たり前の対応行動です。夕刊締め切りに間に合わせて午前10時半、夕方のテレビのニュースや朝刊の締め切りに間に合う夕刻4時半など、1日2回の記者会見を5日間にわたって行ったのが、営団地下鉄、今の東京メトロの日比谷線脱線事故のときの対応でした。森永グリコ事件で森永製菓は1週間にわたって1日2回の定例記者会見を行った。こういうことによって、メディアにこちらから発信する情報を正しく報道してもらうことができるのです。従って、緊急時の定期的な記者会見というのは、具体的ということで、具体的な提案として言えることは、そういうことしかないのですが、すみません。

丸山座長 今の御意見は、勉強会のところでも田中専門委員から随分強い御指摘があったと、私も記憶しております。

土屋専門委員、いかがでございましょうか。今、田中先生から御指摘をいただいたところなんです、いかがでしょうか。

土屋専門委員 私どもの立場からしますと、一人の国民にもいささかの健康被害も生じないうちに、これを言うなれば未然に防ぎたいということであり、日本医師会では食品安全委員会のこういう趣旨を受けまして、「国民生活安全対策委員会」というものの中で、私どもでできる、健康被害が起こらない、もうちょっと手前の、すなわち、疑いの段階での食品安全に関するネットワークを構築するための概略的なことをまとめました。

次年度にそれをある地域に限ってできないかということで準備を進めておるということを前提にお話しします。この間の勉強会で風評被害というお話を伺いました。私ども一番それが問題であろうと考えていますが、少々のクレームが起ころうとも、国民の健康、生命を守るという立場からは、それを受けて立つぐらいのつもりで、これを進めようではないかということで検討いたしております。

風評というのは、この間お話を伺っていて思ったんですけれども、危害

要因別といいますけれども、こういうものに関する風評というのは、風評というものの自体が危害要因になるんだなということを非常に強く感じました。たがらといって、消極的になることは健康被害を更に拡大することにつながってしまうのではないかと思います。

小泉先生のお話を伺って感じたことは、例のBSEもそうではありますが、そのものの直接的な健康被害ではなくて、風評なるものが危害要因になって亡くなってしまった人が5人いるというお話でした。スギヒラタケでも、実際は、いまだにその原因はよくわかっていないようでありますけれども、早期に情報が提供されたために、亡くなった人もいらっしやいましたけれども、最少限にこれを抑えることができた。その最大の理由は、早目に情報が報道機関等を通じて国民に届いたことだろうと思うんです。座長さんのお話、田中先生のお話等に返るんであります。だから報道機関に正しい認識をしてもらう、あるいは正しく理解をしていただくということが大切です。単にセンセーショナルに国民に情報を提供して、関心を引くということではなくて、人の命に関わることなので、そういう報道機関に対する何か仕組みが必要です。その1つとして、定期的な記者会見ということが今お話ございましたけれども、そんなことが意外に大きな意味を持つてくるのではないかなと感じております。

丸山座長 ありがとうございます。

ほかに資料4の事項について、御意見ございましょうか。

それでは、資料5の「その他緊急時対応に関するご意見」ということで、先ほど事務局から読み上げていただきましたが、小泉専門委員、近藤専門委員、元井専門委員のお三人から御意見をいただいておりますが、まずこのお三人の先生方、何か意見に対する対応ということについて、御意見があったら、更にお伺いできればというふうに思います。

小泉専門委員、いかがでございましょうか。

小泉専門委員 この調査会が公開であるということは承知しておるんですけれども、事後検証となると、いろんな報告書が出てくるだろうと思われましたので、その書きぶり等に特に今、個人情報について皆さん非常に敏感になっておられる時期ですので、その辺を十分認識した上で、文書にする場合も注意が必要だろうということで指摘させていただきました。

丸山座長 近藤専門委員、いかがでございましょうか。

近藤専門委員 こういうふうに2点書かさせていただきましたが、今回の私の周りには食品安全委員会に対するいろいろな御意見を持っている方々がおるわけですが、アメリカ産の牛肉の輸入再開に向けてのプリオン専門調査会の決定動向も踏まえながら、何がやはり科学的知見の不十分なもの、まだ確定していないようなものに対する食品安全委員会としての最終決定が、ひょっとすると本来の意義からだんだん埋もれていくのではないかというような、私に対するいろいろな指摘があります。

そういう中で、私はやはり食品安全委員会がこれから国民の中に正しく理解して、どういう方向を持って、やはりリスク機関とはまた一線を画しながら評価していっているという御理解をどんどんしていただくためには食品安全委員会が前面に出ながら、情報活動だとか、ファクトシートの利用だとかいろんなことで、ただ、ホームページに掲載してあるとだけいってみても、なかなかそういう御意見を持っている方々は、残念ながら開いて見てもらってもおらないような状況でありますので、できましたら、この緊急時対応専門調査会またこれからの食品安全委員会の全体的な在り方として、こういう方向を考えていただければということで、提案させていただきます。

丸山座長 ありがとうございます。

元井専門委員、いかがでございますか。

元井専門委員 私の意見なんですけれども、情報の提供の仕方ですとか、過去の事例等によって、どのような状況であったかというシミュレーションをしたらどうかという意見を第14回の勉強会でさせていただいたんですけれども、これは先ほど田中専門委員の方、あるいは土屋専門委員の方からお話がありましたように、情報の在り方というのは非常にやり方によっては大切であると。とにかく早くやるんだというようなお話、マスコミに対する定期的な記者会見なども非常に大切であるといようなこと、そういうことも含めまして、今までいろんな事例があったと思います。例えば、カイワレの問題、BSEの問題ですとか、食中毒に直接関係はないんですけれども、鳥インフルエンザの問題、そのときにどういう情報の出し方をどういう形でしたかと。その結果、社会に与える影響はどうであった

かと。そういうようなことが事例としてとらえることができるのではないかと思います。ですから、実際はどうであったかを検討して、それを把握して、今後どういう形がいいのかと。やはりそういうシミュレーションが必要ではないかというようなお話をさせていただきました。

過去の事例は非常に大切なので、それを大切に、今後どういうふうに対応したらいいかという1つのモデルなり参考なりにする必要はあるのではないかなと。そう考えておるわけです。

丸山座長 ありがとうございます。

ほかに飯島専門委員、あるいは渡邊専門委員、いかがでございましょうか。3、4の資料について、何か御意見ございますか。渡邊先生、いかがでしょうか。

渡邊専門委員 情報の提供が痛いほど難しいということは、我々は0157のときもそうですけれども、今のインフルエンザに関してもそうですし、これでいいと思ってやったことが、相手側にとってそれがいいかどうかというのは、これはまた別問題なので、先ほど田中先生の方からお話あった0157のときも、堺の事例において、最初マスコミ対応の仕方というのは、ちょっとまずかったです。ただ、その後、先生がおっしゃるように、堺市でも定期的に日に2回やるようにしたんです。それで、そのとき結構どこまでわかっている、どこまでわからないのかということをはっきり出して、そうすると大分よくなったという経緯は確かにありました。

あと、判決でも最初の東京地裁では国のやり方はOKだと。次のときは、やり過ぎだと。最終的には、またやり過ぎになったわけですね。ですから、同じ事象でも、裁判官が判断しても、あれだけ判断基準が違ってしまおうという非常に難しい面があるなど。だから、どこに本当に焦点を置いてやればいいのかというのは、画一的にこうだというのがあるのかなというのを非常に感じます。

それはなぜかということ、受け取り手側の問題ではないかと。勿論発する側も問題があるんですけれども、そして、私の意見は、そういう意味では受け取り手というか、やはり国民に対する情報を日ごろから提供しておいて、それに対して国側がときどきこういう大きな事件が起こった場合の情報を、どういうふうに取り取れるかというベースを日ごろからちゃんとつ

くっておかないと、急にぱっと言われたときの人間の反応というのは、恐らく恐怖感がすぐきてしまって、自分のところにそれが降りかからなければいいという形の問題が起こるのではないかというふうに、自分も含めて一般的にはそういう傾向なのではないかなと思います。そうすると、やはり日ごろからどういうベースラインをつくっておくかということは、非常に重要だと思います。

あの場合にも、カイワレではなくて、初めはもうO157 というのは牛だというイメージがあるから、関西地方での牛が原因ではないかという先入観も勿論あって、そこにカイワレなどという野菜というので、今までなかったわけですね。それが情報できた場合に、混乱を生じたわけです。ただ、その後の経過としては、サルモネラとか何かいろんな事例で、アルファルファとかいろんな種から出て起こるといえることがだんだんわかってくると、そうでもないだろうと、今の時点で考えればそういうことになるので、やはりそういう意味では、日ごろからの情報というのは、こういうものがあるんだということの情報を積み重ねていかなければ、なかなか難しいのではないかと思います。

今後もやはり同じことが多分起こるのではないかと思います。今のインフルエンザにしても然りで、我々の研究所でもインフルエンザの情報に関してはいろいろトラブルが現実には起こっています。それはやはり情報の出し方をどこがどういうふうに責任を持つのか。その責任の持ち方をちゃんとしておかないと、いろんなところから、ちょっとニュアンスの違う情報が発信させられると、それをやはりマスコミはまた別な角度からそれを受け取ってしまうと。そういう意味では、マスコミ自身も普段からのそういう勉強も含めて、やはり重要なんだと思います。ですから、そこをどういうふうにお互いやるかというのは、やはり日ごろからの努力以外には何も無いのではないかなという気が最近はしてきています。

丸山座長 貴重な御意見どうもありがとうございました。

飯島先生、何かございましょうか。

飯島専門委員 情報の提供の仕方が非常に大事であると思います。情報提供の行い方1つで消費者に不安を与えずに済む場合があると思います。そのため、今後検討していただくだけではなく、是非具体的に何かを入れ

ていただいた方が良くと思います。よろしく願いいたします。

丸山座長 ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

それでは、ほかにお気づきになったことがありましたら、まだ今日ここで御意見が出ないことでも、次回までに事務局に意見を出していただきたいと思います。事務局では、こういう意見をまとめていただいて、更にその案を出していただいて、次回はそういうことについて審議をしてみたいというふうに私は思っているんですが、事務局はそういうことでよろしいのでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 私どもの対応のところは、必ずしも具体的になっておりませんので、今日具体的にマスコミの対応の仕方とか、シミュレーションとか、そういうものを頂戴しておりますので、また検討いたしまして、次回御提案させていただければと思います。よろしく願いします。

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして緊急時対応をどういうふうに考えていくかということで、冒頭に境課長の方からお話があり、また私どもそういうことでずっと審議してきたんですが、3つのカテゴリーを考えてやってきたわけです。

食中毒を中心にした「被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案」。

2番目は、資料1-1にございますように「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案」。

3番目に「又はに該当しないが、社会的反響を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」。

こういうふうにして検討してきたんですが、それ以外の切り口ということはないんだろうかということで、御意見を更に伺っておるんですが、そのことについて事務局から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いします。

熊谷課長補佐 それでは、資料6を御覧ください。

科学的知見が十分でない事例及び社会的反響の大きな事例の要綱等の作成を検討してきたわけですけれども、こちらの方には、それ以外の新たな切り口について検討をする必要があるかということで、いただいた御意見についてまとめております。

春日専門委員より「新たな切り口で検討すべき可能性があるとするれば、バイオテロ等の意図的に食品が汚染された場合かもしれませんが、このような事案に食品安全委員会が扱う緊急時の範囲外という了解だったと思います。その他の事案については、特に必要性に思い当たるものはありません」と御意見をいただいております。

同様に、但野専門委員より「現時点では、新たな切り口は想定できません。十分に対応できないような事態が起こった場合に、その要綱及び指針の作成を検討しては如何でしょうか」ということで、御意見をいただいております。

以上でございます。

丸山座長 まず、春日専門委員から御指摘のあったバイオテロのところですが、私もこれは食品安全委員会が扱う緊急時の範囲外という了解でやってきたと思うんですが、この考え方は、もう一度ここで整理をして確認をしておいた方がよろしいと思うんですが、事務局の方から御説明いただけるとありがたいです。

熊谷課長補佐 また戻って恐縮なんですけど、資料1-1と1-2を御覧いただければと思います。こちらは12回の会合でお示しした資料でございます。

資料1-1の「2. 食品安全関係府省の枠組みを超えた対応が行われた場合に食品安全委員会が関与する事案」ということで「政府全体で対応することが決定され、食品安全委員会が関与することとなると考えられる事案」ということで、記載しております。

原子力災害ですとか、バイオテロなどで食品が汚染された、もしくは汚染されたおそれがある場合は、政府全体で対応することが決定されるため、食品安全関係府省の枠組みを超えて対応が行われることとなります。

そういうわけで、食品安全関係府省の枠組みだけで対応するというだけではございませんので、そういう意味では範囲外ということになるかと

と思いますが、食品の安全性の確保のためには、やはり食品安全委員会が政府レベルでの枠組みにどう関与していくかということを考えておく必要があると思います。

原子力災害の場合、事故が起きるとほぼ同時に、政府レベルの対策本部が設置されますし、食品に係るテロの場合、最初は食中毒対応ということになるかもしれませんが、犯行声明などが出されると、直ちに政府レベルの対策本部が設置されることになるかと思えます。

そのようなスキームの中で食品安全委員会がどう関与するか。またリスク管理機関との連携をどうするかということについては、考えておく必要があると思います。ただ、この件につきましては、事務局で関係省庁と調整しながら検討していくのが現実的かと考えておりました、12回会合ではそのように説明させていただいているところでございます。以上です。

丸山座長 ありがとうございます。

春日専門委員、いかがでございますか。前と変わっているわけではないんですが、こういうふうにもう一度確認をさせていただいたという意味かと、私は受け取っておりますが、いかがですか。

春日専門委員 よくわかりました。ありがとうございます。

丸山座長 続いて、但野専門委員の御意見というのも、現在の食中毒要綱指針で対応できないような事態が起こったときに、それをどうするかということなんですが、それは現時点では想定できないとおっしゃっておられるものもあるんだろうとは思いますが、このことについて何か先生方から御意見ございましょうか。

これは3つの切り口をばらばらに考えるのではなしに、1つにして対応していきましようというのが、先ほどの集約された意見だったと思うんですが、更にそこからといっても、それを想定しての具体的なものというのは、今のところ具体的にどうということとはできないんだろうと思うんですが、何か考えなければいけないんでしょうか。その点について、どうでしょうか。

事務局としては、但野専門委員のこれに対する対応ということについては、どのようにお考えでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 私どもとしては、基本的には資料1 - 2に書

いているような政府主導で対応するという中で食品安全委員会の役割を果たしていくというふうに考えておりますが、御指摘のとおり、個別に対応できないような事例があれば、その場のケース・バイ・ケースで、また本調査会にも御検討いただきながら対応策を検討していくことになるのかと考えております。

丸山座長 今のことについて、ほかに御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、現時点では食中毒、科学的知見が十分でない事例、社会的影響という3つのことを反映させた一本化した要綱、指針ということで、十分現在のところは対応できるというふうにまとめさせていただいて、今日御意見が出されたものを、更に先ほど申し上げましたように、今回は具体的な内容ということについて、文言の修正も含めて審議していきたいと思っておりますので、事務局はよろしくお願ひしたいと思ひます。それでよろしくございませうか。

それでは、ほかに何か全体的な御意見ございませうか。これまでの勉強会やアンケートを含めて、こういう結論を導き出したわけですけれども、何かまだ意見を言い忘れたとかというところがございませうか、出したいと思ひたいと思ひますが、よろしいでせうか。いかがでせうか。

元井先生いかがですか。よろしいですか。

元井専門委員 特にありません。

丸山座長 それでは、今日はちょっと時間が早いんですが、これは事前にアンケートなどをして、事務局の方で大変うまく整理をしていただいたので、極めて効率的に審議を進めることができまして、どうも御協力ありがとうございました。

それでは、今日はこれで終わりたいと思ひますが、事務局から何かありませうか。

境情報・緊急時対応課長 次回の緊急時対応専門調査会でございませうけれども、現在は1月末～2月の初めごろを予定しております。また、後ほど文書で日程調整表をお送りさせていただきますので、御記入いただきまして、情報・緊急時対応課の緊急時対応係まで御連絡をいただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

丸山座長 申し遅れましたが、吉川専門委員さん方から途中で緊急な用事ができたので、欠席させていただきますという御連絡が入りましたので、御報告させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第16回の緊急時対応専門調査会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。